

答弁書第三七九号

内閣参質一八九第三七九号

平成二十七年十月六日

内閣総理大臣 安倍晋三

参議院議長 山崎正昭殿

参議院議員小西洋之君提出国際法違反の武力行使の効力に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員小西洋之君提出国際法違反の武力行使の効力に関する質問に対する答弁書

政府として、御指摘のような「国際法違反の武力行使である先制攻撃を容認する憲法第九条の解釈変更」を行うことはなく、仮定の質問にお答えすることは差し控えたい。なお、憲法第九十八条第二項は、「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。」と規定している。

